

第1 審査会の結論

実施機関が保有する個人情報のうち、鳴門市の区域に置かれた民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定に基づき置かれた児童委員がその職務を遂行する上で援助を必要とする可能性のある住民に係る住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急連絡先、世帯構成、障がいの部位、介護度情報の提供については、公益上の必要があると判断する。

第2 諮問事項及び諮問経緯

1 件名

民生委員児童委員及び主任児童委員への個人情報の提供について

2 情報の所管課

鳴門市健康福祉部社会福祉課他

3 情報の提供先

民生委員児童委員及び主任児童委員

4 個人情報の記録項目

福祉を必要とする可能性のある市民の住所、氏名、生年月日、性別、世帯構成、介護度、障がい等級、障がいの部位、障がい種別、要保護児童及び世帯、生活保護世帯に関する情報

5 事案の概要

近年の個人情報保護意識の高まりから、民生委員及び児童委員の活動において、住民の生活実態を把握することに支障をきたしており、市が保有する本人同意のない個人情報のうち上記の情報を民生委員に提供することについて審査会の意見を求める。

第3 審査会の判断

民生委員の職務は、民生委員法第14条に規定されており、住民の相談に応じ、助言などの援助を行うとともに、福祉サービスを必要とする住民が適切に利用できるような情報提供等を行うこととされている。また、児童委員も児童福祉法第17条の規定に基づき、児童及び妊産婦に対し、民生委員と同様の職務を行うこととされている。

民生委員及び児童委員は、民生委員法及び児童福祉法の規定により福祉事務所その他の関係行政機関の協力機関として位置づけられていること、守秘義務が課せられていることなどに鑑み、実施機関が保有する援助を必要とする可能性のある住民の住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急連絡先、世帯構成、障がいの部位、介護度についての情報は、提供先の民生委員及び児童委員の担当区域内の援助を必要とする可能性のある住民に係るものに限り、民生委員及び児童委員からの要望に基づき、地域の実情、個別の事情等を考慮の上、適切に提供されることが望ましいと考えられる。

なお、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための提供の禁止の原則の趣旨を踏まえ、提供に関する個人情報の内容や必要性を十分に検討し、厳格な判断を行うとともに、個人情報の取扱いについては、民生委員法及び個人情報保護に関する法令その他の規定を遵守の上、個人情報の適正かつ慎重な取扱い及び管理を行うべく、民生委員及び児童委員に対し、適切な情報管理についての支援に努められたい。

第4 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成28年 9月13日	諮問書の受理
11月25日	・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
12月27日	・審議
平成29年 3月21日	・審議
4月19日	・審議
5月24日	・審議
5月25日	・答申